

青森県報

号外第六号の二

平成十九年
二月十六日
(金曜日)

目 次

公 告

- 平成十九年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分(焼却・溶融)業務に係る一般競争入札……………(県境再生) …… 一
- 平成十九年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分(焼却・焼成)業務に係る一般競争入札……………(同策室) …… 一

公 告

平成十九年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分(焼却・溶融)業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 業務名 平成十九年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分(焼却・溶融)業務

- 2 業務場所 三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上地内の産業廃棄物不法投棄現場から受託者の中間処理施設

- 3 業務内容 入札説明書による。

- 4 業務期間 平成十九年四月二日から平成二十年三月三十一日まで

- 二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 運搬を担当する者と処分を担当する者の共同企業体の方法によるものとし、共同企業体の各構成員が地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しないものであること。

- 2 共同企業体の構成員のうち、運搬を担当する者は三者以上であること。

- 3 運搬を担当する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第十四条第一項に基づく許可のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん(これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の品目を取り扱う許可及び同法第十四条の四第一項に基づく許可のうち、感染性産業廃棄物、汚泥(鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、一・二・ジクロロエタン、シスー・二・ジクロロエレン、ベンゼン、ダイオキシン類を含むこと)のみにより有害なものに限る。)の品目を取り扱う許可を有していること。

- 4 処分を担当する者は、廃棄物処理法第十四条第四項に基づく許可のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん(これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の品目を取り扱う許可及び同法第十四条の四第四項に基づく許可のうち、汚泥(鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、一・二・ジクロロエタン、シスー・二・ジクロロエチレン、ベンゼン、ダイオキシン類を含むこと)のみにより有害なものに限る。)の品目を取り扱う許可を有していること。

- 5 運搬を担当する者は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条に基づく許可を有していること。

- 6 共同企業体の各構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

- 7 共同企業体の代表者は、構成員の中で施行能力がより大きい者とする。
- 三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ

せ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部環境再生対策室環境再生計画担当

電話 〇一七・七三四・九二六一

2 入札書の提出期限

平成十九年三月二十八日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟五階A会議室

平成十九年三月二十九日 午前十時

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

五 契約書の取り交わしの時期

平成十九年四月二日

六 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。

七 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守すること。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県環境生活部環境再生対策室長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記入方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、産業廃棄物一トン当たりの運搬・処分料金とする。

5 入札手続の停止等

平成十九年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Service to be required:

Collection conveyance and incineration Project of illegal industrial waste abandonment on Prefectural borders.

2 Fulfillment period:

From April 2, 2007 through March 31, 2008

3 Time limit for tender:

5:00 p.m. March 28, 2007

4 Contact point for the notice:

Prefectural Boarders Recycling Measure Office, Department of Environment and Public Affairs, Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima, Aomori City, Aomori 030-8570 JAPAN

TEL 017-734-9261

平成十九年度環境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成）業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号) 第六十七條の六の規定により公告する。

平成十九年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 平成十九年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分(焼却・焼成)業務

2 業務場所 三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上地内の産業廃棄物不法投棄現場から受託者の中間処理施設

3 業務内容 入札説明書による。

4 業務期間 平成十九年四月二日から平成二十年三月三十一日まで

二 入札に参加する者に必要な資格

1 運搬を担当する者と処分を担当する者の共同企業体の方法によるものとし、共同企業体の各構成員が地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しないものであること。

2 共同企業体の構成員のうち、運搬を担当する者は三者以上であること。

3 運搬を担当する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第十四条第一項に基づく許可のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん(これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の品目を取り扱う許可及び同法第十四条の四第一項に基づく許可のうち、感染性産業廃棄物、汚泥(鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、一・二・ジクロロエタン、シスー・二・ジクロロエチレン、ベンゼン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)の品目を取り扱う許可を有していること。

4 処分を担当する者は、廃棄物処理法第十四条第四項に基づく許可のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん(これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の品目を取り扱う許可及び同法第十四条の四第四項に基づく許可のうち、汚泥(鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、一・二・

ジクロロエタン、シスー・二・ジクロロエチレン、ベンゼン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)の品目を取り扱う許可を有していること。

5 運搬を担当する者は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条に基づく許可を有していること。

6 共同企業体の各構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

7 共同企業体の代表者は、構成員の中で施行能力がより大きい者とする。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部環境再生対策室環境再生計画担当

電話 〇一七・七三四・九二六一

2 入札書の提出期限 平成十九年三月二十八日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟五階A会議室

平成十九年三月二十九日 午前十一時

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項
単価契約につき不徴収

五 契約書の取り交わしの時期

平成十九年四月二日

六 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。

七 入札条件

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)に定める入札者心得書を遵守すること。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県環境生活部環境再生対策室長に提出しなければならず、また、開札日の前日まで当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記入方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、産業廃棄物一トン当たりの運搬・処分料金とする。

5 入札手続の停止等

平成十九年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Service to be required:

Collection conveyance and incineration Project of illegal industrial waste abandonment on Prefectural borders.

2 Fulfillment period:

From April 2,2007 through March 31,2008

3 Time limit for tender:

5:00 p.m. March 28,2007

4 Contact point for the notice:

Prefectural Boarders Recycling Measure Office, Department of Environment

and Public Affairs, Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima, Aomori City, Aomori 030-8570 JAPAN

TEL 017-734-9261

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭